

平成 30 年 1 月 18 日

青葉警察刑事課巡査部長浅川様

お世話になっております。

先日（平成 29 年 12 月 28 日）には『2 月の民事裁判まで調べることを待つて欲しい』とお願い申し上げましたが、その旨を撤回いたします。下記がその理由です。

12 月 27 日に浅川さん、佐藤さんがいらした時には『刑事』ということを中心に考えておりませんでしたので、激しく動揺しましたが、よくよく考えてみますと、刑事において何もしていないことが一日でも早く証明されれば、その分だけ心理的負担は軽減され、民事に専念することが出来ます。また民事不介入とは言え裁判への影響がゼロとも言えません。さらに先日の段階では『近隣で噂が流れること』に非常に大きな危惧を覚え、ましてや“刑事課”の方が近隣住民に話を聞く、ということに対し激しく抵抗をしましたが、それについても考え直しました。今ではそれよりも A 氏によるいわれの無い追及から一日も早く逃れることの方が大切だ、と考えます。

よって昨年末 12 月 27 日に浅川さん、佐藤さんが我が家に訪問された際に仰られていたように、『隣接するお宅等への聞き込み・煙の調査等』を一日も早く行っていただくようお願いしたいと思っております。思いがコロコロ変わってすみません。このようなことに慣れないためにご容赦下さい。

また、下記は警察の方々には直接は関係ありませんが、念のためお伝えしておきます。平成 29 年 12 月 29 日（金）浅川さんの方より『行政の保健関係の方に相談してみたら』とのアドバイスを頂きました。それに基づき高齢障害課係長大林氏に相談を行いました（この件につきましては市議会委員藤崎氏にご協力を頂きました）。残念ながら高齢障害課としては、現在のように『（A 氏の）家族の誰からも訴えがない、精神科での病歴がない』等の状態では直接動けることは何も無い、とのことでした。

しかしながら、上記大林係長さんの取り計らいで、今後仮に私が地区民生委員 Y K 氏にこの件について相談を行った際には、福祉保健課運営企画係長河合氏（民生委員担当）に Y K 氏のサポート行って頂けるように体制を作ってもらいました。

以上長くなりましたが、二転三転する胸の内をどうかご理解いただき、ご善処いただきますよう心よりお願い申し上げます。

神奈川県横浜市青葉区すすき野 2-5-2-103

藤井敦子